

第122期 定時株主総会 招集ご通知

【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお願い】

新型コロナウイルスの感染予防のため、株主の皆様
の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下
のとおりといたしたく存じます。

・後記の株主総会書類をご参照のうえ、議決権行使書
のご返送により事前に議決権をご行使いただき、当日
のご来場を見合わせていただくことをご検討いただき
ますようお願い申し上げます。

・株主総会の運営につきましては、ご滞在時間の短縮
化のため、株主懇親会及び工場見学は中止とさせてい
たきます。

・株主の皆様へのお土産の配布は中止とさせていた
だきます。

開催日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時30分

開催場所 群馬県安中市郷原2993番地
当社 本店 会議室

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

目次

第122期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	19
計算書類……………	22
監査報告……………	25
株主総会参考書類……………	33

株 主 各 位

群馬県安中市郷原2993番地
株式会社 岡本工作機械製作所
代表取締役社長 石 井 常 路

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月曜日)午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2021年6月29日(火曜日) 午前10時30分
2. 場 所 群馬県安中市郷原2993番地
当社 本店 会議室
3. 目的事項
報告事項
- 第122期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 - 第122期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容と、この①と②で構成されております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.okamoto.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、長期化する米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により各国で社会経済活動が大きく制限され、厳しい状況で推移いたしました。

わが国経済におきましては、緊急事態宣言の発令により、個人消費や企業活動は大きく制限をされたため、景気は急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後には、一部で持ち直しの動きはあったものの、企業の設備投資は中止や先送りの姿勢が継続しており、感染の再拡大もみられるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中で当社グループは、中期経営計画「SHINKA 2022」の2年目として、安定した収益を確保できる企業を目指し、各国での営業活動が制限される中、業績の向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は30,372百万円（前連結会計年度比11.5%減）、営業利益は1,905百万円（前連結会計年度比26.4%減）、経常利益は1,869百万円（前連結会計年度比22.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,458百万円（前連結会計年度比7.9%減）となりました。

事業別状況は次のとおりです。

(工作機械事業)

国内市場におきましては、米中貿易摩擦の長期化と新型コロナウイルス感染症拡大により、企業の設備投資意欲は慎重な姿勢が継続しております。幅広い業種において大型平面研削盤や精密平面研削盤の需要はありましたが、汎用平面研削盤の需要が低迷し、売上、受注ともに前年度に届きませんでした。

海外市場におきましては、米国では新政権発足後の経済政策により設備投資の動きが活発化しております。受注につきましては、年度終盤から金型業界やセラミックス業界向けに大型平面研削盤や円筒研削盤の需要が増加し、前年度に迫る結果となりました。売上につきましては、当期前半の受注の落ち込みによる影響が大きく前年度を下回りました。欧州では感染症の再拡大による経済活動の制限やドイツでの自動車業界の低迷などの影響により、売上、受注ともに前年度より減少しております。中国では経済活動規制の緩和により製造業が好調で、特にテレワーク関連を中心に小型平面研削盤の受注が増加し、前年度を大きく上回りました。売上につきましても好調な受注を反映し、前年度を上回っております。

以上の結果、売上高は21,068百万円（前連結会計年度比13.7%減）、セグメント利益（営業利益）は432百万円（前連結会計年度比65.0%減）となりました。

（半導体関連装置事業）

半導体市場におきましては、5Gスマートフォンの需要増加や新型コロナウイルスの感染対策として世界各国で普及したテレワークやオンライン授業などライフスタイルの変化も影響し、パソコンやデータセンター関連向けの半導体デバイスの需要が高まっております。

このような状況の中で当社グループは、ポリッシュ装置の拡販に向けて、プロセス開発などの諸施策を継続しております。その結果、国内、東アジアを中心に、ウェーハ生産用のファイナルポリッシャーやラップ盤を安定的に販売へつなげることができました。受注につきましても、半導体業界の設備投資意欲が継続しており、国内及び中国向けのウェーハ生産用ファイナルポリッシャーの受注が寄与し、前年度を大きく上回りました。

以上の結果、売上高は9,303百万円（前連結会計年度比5.9%減）、セグメント利益（営業利益）は2,444百万円（前連結会計年度比4.6%増）となりました。

事業区分	売上高	受注高
工作機械事業	21,068百万円	21,243百万円
半導体関連装置事業	9,303百万円	14,524百万円

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループは、生産体制の強化・合理化を目的として、946百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、当社安中工場、岡本工機株式会社及び岡本工機（常州）有限公司での生産設備の増設及び更新であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米中関係の動向や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当社グループを取り巻く環境は、先行きが不透明な状況が続くものと見込まれております。このような状況の中で、当社グループは、中期経営計画「SHINKA 2022」で掲げたビジョン“安定した収益を確保できる企業”を目指し、既存事業の収益基盤の強化を進め、さらに次世代に向けた新機種の開発とサービス体制の強化に努めてまいります。

今後とも株主各位におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 119 期 (2018年3月期)	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	28,827	36,067	34,305	30,372
経 常 利 益(百万円)	1,707	3,522	2,420	1,869
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,983	3,224	1,582	1,458
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	448.24	792.52	395.31	364.38
総 資 産(百万円)	31,346	36,627	34,164	35,050
純 資 産(百万円)	11,326	12,557	13,110	15,080

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
岡本工機株式会社	百万円 322	% 100.0	精密歯車、工作機械及び半導体関連装置の製造、販売
技研株式会社	百万円 18	100.0	工作機械の製造、再生、販売
OKAMOTO CORPORATION	千米ドル 4,754	100.0	工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.	千シンガポールドル 24,077	100.0	工作機械及び半導体関連装置の製造、販売
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.	百万タイバーツ 477	100.0	工作機械及び鋳物の製造、販売
OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH	千ユーロ 511	100.0	工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売
岡本工機（常州）有限公司	千米ドル 2,900	100.0	工作機械及び精密歯車の製造、輸入、販売

(注) 1. OKAMOTO (THAI) CO., LTD. の議決権は当社が74.6%所有しOKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD. が25.4%所有しております。

2. 岡本工機（常州）有限公司の議決権は岡本工機株式会社が100%所有しております。

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループでは工作機械並びに半導体関連装置の製造、販売及び修理を行っております。

事業内容	主要製品
工作機械事業	平面研削盤、成形研削盤、内面研削盤、円筒研削盤、歯車研削盤、専用研削盤、精密歯車、鋳物
半導体関連装置事業	グライディングマシン、スライディングマシン、ポリッシングマシン、ラッピングマシン、ガラス基板研磨装置

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

当 社	本社工場：群馬県安中市、横浜事務所：神奈川県横浜市 営業所：首都圏営業所(神奈川県)、大阪営業所(大阪府)、 名古屋営業所(愛知県)、仙台営業所(宮城県)、 福岡営業所(福岡県)、他4営業所
岡 本 工 機 株 式 会 社	本社工場：広島県福山市、尾道工場：広島県尾道市 府中工場：広島県府中市
技 研 株 式 会 社	本社工場：神奈川県綾瀬市 勝田工場：茨城県ひたちなか市
OKAMOTO CORPORATION	本社：アメリカ合衆国イリノイ州
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.	本社工場：シンガポール共和国
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.	本社工場：タイ王国アユタヤ県
OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH	本社：ドイツ連邦共和国ランゲン市
岡 本 工 機 (常 州) 有 限 公 司	本社工場：中国江蘇省常州市

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
工 作 機 械 事 業	1,833名	85名減
半 導 体 関 連 装 置 事 業	94名	20名増
全 社 (共 通)	29名	2名減
合 計	1,956名	67名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 前連結会計年度と比べ半導体関連装置事業の従業員数が20名増加しております。主な理由は、受注高の増加に伴い国内子会社で生産体制の見直しを行ったことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
444名	16名増	41.9歳	16.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者(26名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	4,644百万円
株式会社広島銀行	1,240
株式会社商工組合中央金庫	615
Bangkok Bank Public Co.,Ltd.	584
株式会社三菱UFJ銀行	472

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする5行によるものです。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,717,895株
- (3) 株主数 5,498名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	220千株	5.49%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	140	3.49
三菱UFJ信託銀行株式会社	116	2.90
株式会社三菱UFJ銀行	107	2.68
INTERACTIVE BROKERS LLC	95	2.39
ファンック株式会社	94	2.34
上田八木短資株式会社	80	2.00
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	77	1.94
auカブコム証券株式会社	77	1.92
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	76	1.90

- (注) 1.当社は、自己株式を716,570株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井 常路	
取締役	伊藤 暁	常務執行役員 技術開発本部長
取締役	高橋 正弥	常務執行役員 管理本部長 子会社関係管掌
取締役	渡邊 哲行	常務執行役員 営業本部長
取締役	山下 健治	株式会社ヤマシタワークス 代表取締役
取締役	吉見 威志	神戸学院大学経済学部名誉教授
常勤監査役	田中 良和	
常勤監査役	瀬川 雅夫	
監査役	山岡 通浩	弁護士 インターステラテクノロジズ株式会社 社外監査役
監査役	下崎 一生	

- (注) 1. 取締役山下健治氏及び取締役吉見威志氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役瀬川雅夫氏、監査役山岡通浩氏及び監査役下崎一生氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役田中良和氏は、長年にわたり当社の経理及び内部統制の業務に従事した経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役瀬川雅夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役山下健治氏、取締役吉見威志氏及び監査役山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める限度額としております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	89百万円 (8)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (4)	41 (27)
合 計	11	130

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第121期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査役の報酬の額は、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内で、その具体的金額については監査役の協議によって決定しております。
4. 当社は、2008年6月27日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

ロ. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会が決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。当社の役員報酬等に関しては2007年6月28日開催の第108期定時株主総会で決議されております。その決議の内容は取締役年間報酬限度額を3億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。定款で定める取締役の員数は15名以内）、監査役年間報酬限度額を7千万円（定款で定める監査役の員数は4名以内）とするものです。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬の額及びその算定方法の決定に関する方針は、代表取締役社長石井常路が、役位、職責、在位年数等に応じた一定の基準に基づき算出し、会社業績等を総合的に勘案して、取締役会に提出のうえ、取締役会で決議しております。取締役の報酬は確定額報酬のみとし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は支給しておりません。なお、代表取締役社長に委任をした理由は、代表取締役社長が当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

二. 取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬の決定にあたっては、代表取締役社長が決定方針との整合性を含めて検討しており、取締役会はその答申を尊重し、決定方針に沿うべきものであると判断しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害について、填補することとされています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山下健治氏は、株式会社ヤマシタワークスの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役吉見威志氏は、神戸学院大学経済学部の名誉教授であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役山岡通浩氏は、インターステラテクノロジズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	山下 健 治	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	吉 見 威 志	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。学識経験者としての学術的な視点と高度な知見から、取締役会の決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	瀬 川 雅 夫	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。長年にわたる金融機関での豊富な経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。
監査役	山 岡 通 浩	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。
監査役	下 崎 一 生	2020年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回、監査役会10回全てに出席いたしました。保険会社での豊富な経営経験と幅広い知識から、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.、OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.、OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBHは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、企業倫理を尊重する行動ができるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。
内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守、コンプライアンスの実効性の確保及び財務報告の信頼性を高めることに努める。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程等の社内規程に従って行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程を定め、この規程に沿ったリスク管理体制の構築・運用を行う。
各部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスク管理統括部署に定期的にリスク管理の状況を報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時にて開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ確かな意思決定を行うものとする。
また、中期事業計画及び年度事業計画を策定し、進捗管理を行い、その達成を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当するもの（③④及び⑦）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については当社へ報告することとする。重要な事項については関係会社管理規程に定める。
子会社においても、1項、3項、4項と同様のことを実施することとする。

グループ各社の経営を管理する担当部署を置き、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

また、それぞれの子会社を監査する担当部署を置き、定期的に監査を行い、業務の適正を確保する体制の整備を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請があれば、合理的な範囲で使用人を置くものとする。

なお、監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、使用人の任命、解任、評価、異動等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するものとする。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

②当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令や定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告することとする。報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても同様とする。

なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対し報告を求めることができるものとする。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの請求があった場合、特別の事情がない限り支払いに応じるものとする。

- (9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備は総務部が実施しており、運用状況は内部監査室が随時モニタリングしております。また内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンスについて

コンプライアンスについて、各種規程の制定、改定を適時実施し各部署に規程集として配置しております。特にコンプライアンス基本方針や倫理規定等コンプライアンス遵守の要となる規程に関しては、ハンドブックを全社員に配付し、定期的に研修を実施しております。

(3) リスク管理について

当社の危機管理に関する事項を定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会（当事業年度は6回開催）を設置し潜在的なリスクについてチェックを行い、より適切な対策の検討を継続的に行っております。

(4) 子会社経営管理について

子会社の経営管理につきましては、総務部が関係会社管理規程に基づき、子会社の内部統制の整備を行っております。子会社における重要事項については、同規程に基づき当社の主管部門の決裁を受ける仕組みとなっております。また当社の内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応するモニタリングを随時実施しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではなく、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 取組みの具体的な内容

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1926年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応じていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおり、また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

② 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、2020年5月15日開催の取締役会及び2020年6月26日開催の第121期定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月27日に導入した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容の一部修正のうえ、継続しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合に当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることをあらかじめ明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(3) 不適切な者による支配を防止するための取組みについての取締役会の判断及びその理由

前記(2)の取組みは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的施策として策定されたものであり、前記(1)の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されております。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みについて、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,444	流 動 負 債	16,832
現金及び預金	4,925	支払手形及び買掛金	4,010
受取手形及び売掛金	9,391	短期借入金	6,118
商品及び製品	2,114	一年内返済予定の長期借入金	1,738
仕 掛 品	4,408	リ ー ス 債 務	367
原材料及び貯蔵品	2,464	未 払 法 人 税 等	120
未 収 入 金	24	前 受 金	2,473
そ の 他	207	賞 与 引 当 金	373
貸 倒 引 当 金	△91	製 品 保 証 引 当 金	24
		そ の 他	1,605
固 定 資 産	11,606	固 定 負 債	3,137
有 形 固 定 資 産	9,844	長期借入金	1,177
建物及び構築物	3,594	リ ー ス 債 務	854
機械装置及び運搬具	2,453	退職給付に係る負債	942
工具、器具及び備品	426	資 産 除 去 債 務	118
土 地	1,773	そ の 他	43
リ ー ス 資 産	1,280	負 債 合 計	19,969
建設仮勘定	316	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	107	株 主 資 本	15,102
投資その他の資産	1,653	資 本 金	4,880
投資有価証券	90	利 益 剰 余 金	13,304
退職給付に係る資産	889	自 己 株 式	△3,081
繰延税金資産	436	その他の包括利益累計額	△22
そ の 他	255	その他有価証券評価差額金	4
貸 倒 引 当 金	△18	為 替 換 算 調 整 勘 定	△319
		退職給付に係る調整累計額	292
資 産 合 計	35,050	純 資 産 合 計	15,080
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,050

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	30,372
売上原価	21,877
売上総利益	8,494
販売費及び一般管理費	6,588
営業利益	1,905
営業外収益	230
受取利息	5
受取配当金	10
受取賃貸料	4
物品売却益	23
助成金収入	159
その他	27
営業外費用	266
支払利息	144
支払手数料	7
為替差損	65
その他	49
経常利益	1,869
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	6
固定資産処分損	6
税金等調整前当期純利益	1,864
法人税、住民税及び事業税	369
法人税等調整額	37
当期純利益	1,458
親会社株主に帰属する当期純利益	1,458

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	4,880	12,166	△3,078	13,968
当期変動額				
剰余金の配当		△320		△320
親会社株主に帰属する当期純利益		1,458		1,458
自己株式の取得			△3	△3
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)				
当期変動額合計	-	1,138	△3	1,134
当期末残高	4,880	13,304	△3,081	15,102

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△15	△812	△29	△857	13,110
当期変動額					
剰余金の配当					△320
親会社株主に帰属する当期純利益					1,458
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	19	493	322	835	835
当期変動額合計	19	493	322	835	1,969
当期末残高	4	△319	292	△22	15,080

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,688	流動負債	11,104
現金及び預金	1,149	支払手形	1,937
受取手形	357	買掛金	1,454
電子記録債権	1,267	短期借入金	2,800
売掛金	5,230	一年内返済予定の長期借入金	1,600
商品及び製品	712	リース債務	86
仕掛品	3,127	未払金	418
原材料及び貯蔵品	715	未払費用	135
前払費用	64	未払法人税等	54
その他	68	前受金	2,049
貸倒引当金	△4	預り金	61
固定資産	10,846	賞与引当金	215
有形固定資産	2,956	製品保証引当金	23
建物	976	その他	265
構築物	23	固定負債	964
機械装置	520	長期借入金	680
工具、器具及び備品	132	リース債務	244
土地	982	その他	40
リース資産	282	負債合計	12,069
建設仮勘定	38	(純資産の部)	
無形固定資産	86	株主資本	11,465
ソフトウェア	69	資本金	4,880
リース資産	4	利益剰余金	9,461
その他	12	利益準備金	299
投資その他の資産	7,803	その他利益剰余金	9,162
投資有価証券	0	別途積立金	3,000
関係会社株式	6,728	繰越利益剰余金	6,162
関係会社出資	306	自己株式	△2,876
前払年金費用	469	純資産合計	11,465
繰延税金資産	242	負債・純資産合計	23,535
その他	75		
貸倒引当金	△18		
資産合計	23,535		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	18,340
売 上 原 価	13,299
売 上 総 利 益	5,041
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,849
営 業 利 益	1,192
営 業 外 収 益	143
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	124
為 替 差 益	2
そ の 他	16
営 業 外 費 用	112
支 払 利 息	61
支 払 手 数 料	7
そ の 他	44
経 常 利 益	1,222
特 別 損 失	5
固 定 資 産 処 分 損	5
税 引 前 当 期 純 利 益	1,217
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	182
法 人 税 等 調 整 額	40
当 期 純 利 益	994

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							純 資 産 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計			
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	4,880	267	3,000	5,520	8,787	△2,872	10,795	10,795
当期変動額								
利益準備金の積立		32		△32	-		-	-
剰余金の配当				△320	△320		△320	△320
当期純利益				994	994		994	994
自己株式の取得						△3	△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	32	-	642	674	△3	670	670
当期末残高	4,880	299	3,000	6,162	9,461	△2,876	11,465	11,465

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社岡本工作機械製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡本工作機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社岡本工作機械製作所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社岡本工作機械製作所 監査役会

常勤監査役 田中良和 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 瀬川雅夫 ㊟

社外監査役 山岡通浩 ㊟

社外監査役 下崎一生 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は200,066,250円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	石井常路 (1956年11月26日生)	1979年4月 当社入社 1987年12月 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD取締役 2003年7月 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD取締役社長 2005年6月 当社取締役兼 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD取締役社長兼 OKAMOTO (SINGAPORE) PTE.LTD取締役社長 2007年7月 当社取締役兼 OKAMOTO (THAI) CO.,LTD取締役社長 2012年6月 当社常務取締役製造部長 2014年4月 当社代表取締役社長 (現任)	7,700株
<p>【取締役候補者とした理由】 石井常路氏は、当社及び海外子会社での経営者としての豊富な経験に基づき、グループ戦略の実現を図るとともに、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
2	伊藤暁 (1958年2月10日生)	1981年4月 当社入社 1995年4月 当社シンガポール支店長 2003年7月 当社海外営業部長 2005年6月 当社取締役営業統括部長 2009年6月 当社取締役技術開発部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長 (現任)	7,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 伊藤暁氏は、当社の営業、技術開発部門において豊富な業務経験を有しており、高い見識を備えていることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	高橋正弥 (1959年3月2日生)	1982年4月 当社入社 2003年7月 当社経営管理部長 2007年6月 技研株式会社代表取締役社長 2008年3月 当社企業システム開発部長兼技研株式会社代表取締役社長 2008年7月 当社管理部長兼財務部長 2009年6月 当社取締役管理部長 2011年7月 当社取締役財務部長 2014年6月 当社取締役財務部長、総務、子会社関係管掌 2015年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長、子会社関係管掌(現任)	7,425株
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋正弥氏は、子会社における経営者としての経験を含め、長年にわたる業務経験により財務・会計に関する豊富な知見を有しております。当社グループの財務体質の改善は依然として重要な経営課題であることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
4	渡邊哲行 (1963年3月21日生)	1985年4月 当社入社 2003年7月 当社国内営業部長 2007年4月 OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH取締役社長 2009年6月 当社取締役営業部長 2015年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長(現任)	5,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 渡邊哲行氏は、子会社における経営者としての経験を含め、営業部門において豊富な経験を有しており、高い見識を備えていることから、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	山下健治 (1957年7月25日生)	1989年9月 株式会社ヤマシタワークス設立 代表取締役(現任) 2005年8月 Asia Yamashita Works Co.,Ltd設立 代表取締役(現任) 2015年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヤマシタワークス 代表取締役	300株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 山下健治氏は、企業経営において海外でも実績をあげてこれら大学講師なども歴任されております。経営全般においてその経験と見識を活かし、引き続き有益な助言や提言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
6	吉見威志 (1948年7月11日生)	1972年4月 通商産業省入省 1980年4月 京都学園大学経済学部講師 1984年4月 神戸学院大学経済学部助教授 1992年4月 神戸学院大学経済学部教授 2018年4月 神戸学院大学経済学部名誉教授(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	800株
<p>【社外取締役候補者とした理由】 吉見威志氏は、学識経験者としての学術的な視点及び高度な知見に基づく助言や提言をいただくことを期待して、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山下健治氏及び吉見威志氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、山下健治氏及び吉見威志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 山下健治氏及び吉見威志氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任任期は本総会終結の日をもって、山下健治氏が6年、吉見威志氏が2年となります。
5. 当社は、山下健治氏及び吉見威志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。各取締役候補者は既に本保険契約の被保険者となっており、再任された場合も引き続き被保険者となります。本保険契約は2021年7月に更新の予定であります。

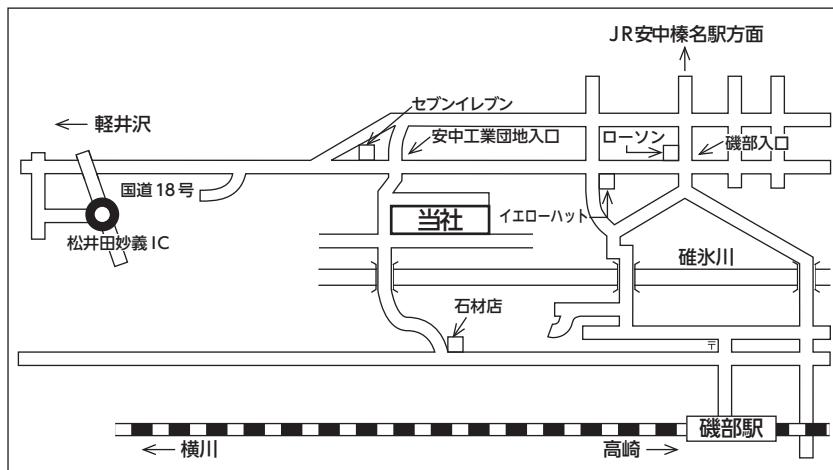
以上

株主総会 会場ご案内図

新型コロナウイルス感染予防のため、本定時株主総会につきましては、極力事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

〒379-0135 群馬県安中市郷原2993番地
TEL.027-385-5800 (代表)
FAX.027-385-5880 (代表)



交通のご案内

・電車ご利用の場合

J R 高崎駅より信越本線 碓氷駅よりタクシー約 5分

北陸新幹線 安中榛名駅よりタクシー約15分

・お車ご利用の場合

上信越自動車道松井田妙義 I C を安中松井田方面に降り、国道18号線を右折、高崎安中方面へ。4つ目の信号安中工業団地入口を右折。松井田妙義 I C から約7km、約10分。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。